

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

第一 平成二十七年三月三十一日において、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（以下「平成十六年改正令」という。）の規定による物価スライド特例水準の年金額のスライド率の特例の適用を受けていた者に係る平成二十七年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成十七年政令第八十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、当該者の区分に応じ、一・〇三一に〇・九七〇から〇・九八三までの率を乗じて得た率とするものとする。 （本則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行し、改正後の平成十六年改正令の規定は平成二十七年四月一日から適用するものとする。 （附則関係）